

令和7年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の発注見通しの公表について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号による随意契約を締結するにあたり、高畠町財務規則（昭和61年3月規則第4号）第111条第2項の規定により、発注の見通しおよび発注内容等について次のとおり公表します。

令和7年4月1日 財政課

No.	発注見通し			発注内容等		
	担当部署	発注予定時期	業務の名称	業務の内容	委託期間	契約相手方の 選定基準
1	財政課	令和7年4月1日	庁舎敷地内緑地管理業務	庁舎敷地内緑地の雪囲い撤去・草刈り・剪定・雪囲い	令和7年4月1日 ～ 令和7年12月15日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながること。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
2	財政課	令和7年4月1日	草刈集草業務	旧中学校敷地及びグラウンドの草刈り・集草・除草剤散布	令和7年4月1日 ～ 令和7年12月15日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながること。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
3	建設課	令和7年4月1日	都市公園管理業務	都市公園施設の保安監視、草刈、トイレ清掃等	令和7年4月2日 ～ 令和8年3月25日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながること。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。

4	社会教育課	令和7年4月1日	高島町総合交流プラザ保安監視及び管理指導業務	総合交流プラザの平日の夜間、土曜日、日曜日、祝日の施設管理業務と使用料金徴収等	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
5	社会教育課	令和7年4月1日	歴史公園管理業務	歴史公園施設の雪囲い、保安監視、草刈、トイレ清掃等	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
6	教育総務課	令和7年4月1日	学校施設管理業務	各小学校の草刈り（年3回）	令和7年5月1日 ～ 令和7年9月30日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。
7	商工観光課	令和7年4月1日	産業振興センター管理業務	産業振興センター内の廊下・トイレ等の清掃、ワックス掛け、周辺草刈	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当すること。 ・高齢者に適した業務で、高齢者の就労機会の拡大につながる。 ・町内に所在し、円滑に業務が遂行できること。